

資料 8 - 1

厚生労働省医事課長通知によるチェック項目について

- 1 5 都府県（東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県）の各基本領域学会（外科、産婦人科、病理、臨床検査を除く）専攻医総数が、原則として過去5年の専攻医採用実績の平均値を超えないような募集定員数となっているか。
→秋田県では確認不要

- 2 従来の学会認定制度において専門医を養成していた医療機関が、専攻医の受入れを希望する場合は、連携施設となっているか。
→従来の学会認定制度において専門医を養成していた医療機関で専攻医の受入れを希望する病院は、当該希望する領域について、基幹施設・連携施設・関連施設のいずれかとして専門研修プログラムに参加している。

- 3 内科、小児科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、麻酔科及び救急科については、都道府県ごとに複数の基幹施設が置かれているか。
→現時点で、小児科、外科、麻酔科及び救急科の4つの領域において、大学単独の基幹施設となっている。

- 4 特別な症例を経験するために必要になる等の事情がなければ、原則として、基幹施設での研修は6ヵ月以上となっているか。
→抵触するプログラムなし

- 5 連携施設での研修は原則一カ所につき3ヵ月未満となっていないか。
→抵触するプログラムなし

- 6 プログラムに記載されている経験目標に、病診・病病連携、地域包括ケア、在宅医療、都市部以外などでの医療経験が含まれているか。
→抵触するプログラムなし